

「利府町新型インフルエンザ等対策行動計画」 改定の概要

保健福祉部 健康推進課 健康総務係
令和8年3月

「新型インフルエンザ等対策行動計画」とは

市町村による行動計画の策定義務

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)

第8条 市町村長は、**都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。**

町行動計画の経緯・位置づけ

- 本町においては、特措法第8条に基づき、宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を基に、平成27年3月に利府町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「町行動計画」という。)を策定。
- 感染拡大を可能な限り抑制し、「町民の生命及び健康を保護すること」、「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主な目的として、本町における新型インフルエンザ等対策の総括的な計画として位置づけ。

※特措法: 迅速な初動対応のための体制や、経済社会全体にわたる総合的な対策を統一的に講じるために必要な措置を規定

今回の改定経緯

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による世界的なパンデミックが発生
生命及び健康への被害とともに、国民生活・社会経済活動に大きな影響

新型コロナ対応の経験等を踏まえて

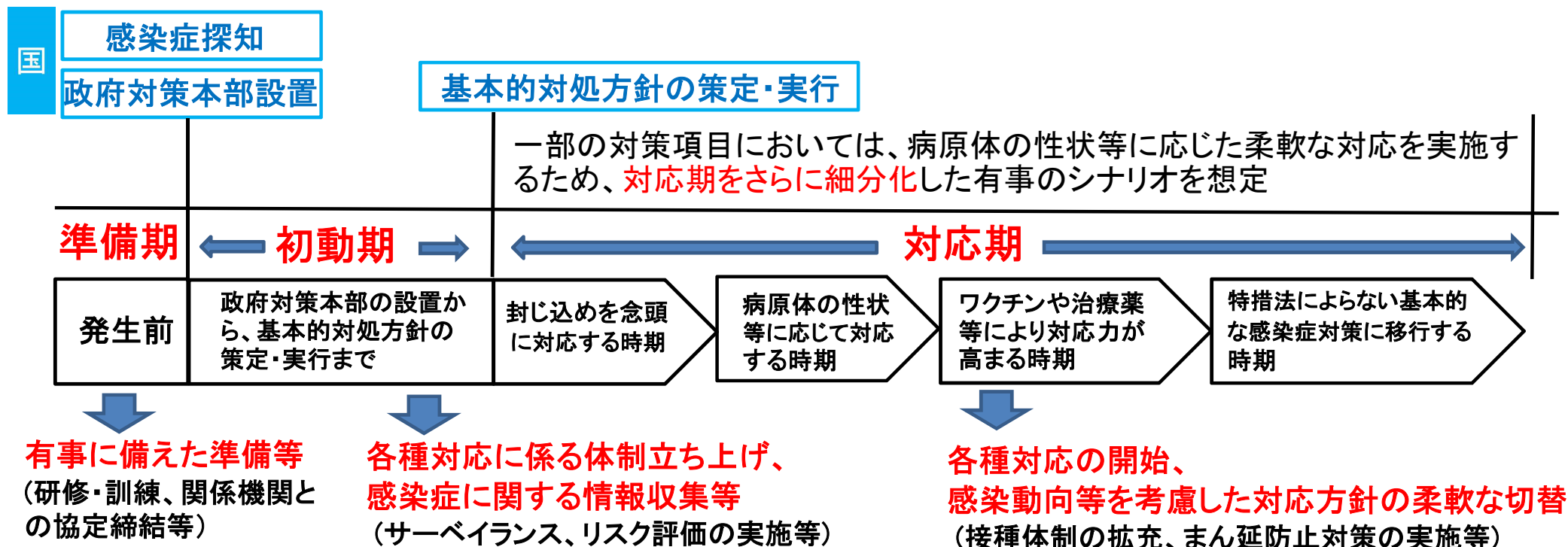
令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(政府行動計画)が改定
これを受けて、令和7年3月に「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」(県行動計画)が改定

政府行動計画・県行動計画の改定 及び
本町における新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、**町行動計画を改定する**

改定のポイント

記載項目	現町行動計画	新町行動計画
策定/改定	平成27年3月策定	令和8年3月改正予定(約11年ぶり、初の抜本改定)
対象疾患	メインは 新型インフルエンザ	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も 念頭に記載を充実
発生段階 /対策段階	6段階の発生段階 ①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期 ④県内発生早期 ⑤県内感染期 ⑥小康期	対策段階として「準備期」、「初動期」、「対応期」の3期を設定
平時の備え	未発生期に記載	平時の備えの重要性を再認識したことから、特に準備期の取組を充実
対策項目	6項目 ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥町民生活・町民経済の安定の確保	新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ7項目に拡充 ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦町民生活及び町民経済の安定の確保 (※ 新規項目)
横断的な視点	—	各対策項目に共通する横断的な視点として、3つの視点を設定 ①人材育成 ②国と県との連携 ③DXの推進
複数の感染拡大 への対応	比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応、対策の機動的切替え
実効性の確保	—	おおむね6年ごとに実施される予定の政府・県行動計画改定にあわせて、町行動計画も改定

改定のポイント(有事シナリオの考え方)



この3つの時期ごとの大きな流れに基づき、7つの対策項目について、

- 準備期では、有事に想定される対策を迅速かつ的確に講ずるための準備
- 初動期及び対応期では、それぞれの時期に必要な対策

を計画で定める。

対策項目ごとの主な取り組み

① 実施体制

- 平時(準備期)から、国、県、関係機関など、多様な主体との連携を図る
- 人材の確保・育成や、実践的な訓練等を通じて、感染症危機への対応能力を高める
- 有事(初動期及び対応期)には、**国・県の動きに合わせ、本町において、対策本部を速やかに設置する**

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携強化 ・ 訓練や研修等の実施 ・ 業務継続計画の作成、変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県が特措法に基づく対策本部を設置した場合、町行動計画に基づき「町新型コロナウイルス等対策本部」を設置(緊急事態宣言の期間中も同様) 	

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 平時から、感染症に関する情報、基本的な感染対策等について、分かりやすい情報提供・共有を行う
- 有事には、国及び県からの要請を受けた場合、一般的な相談窓口となるコールセンターを設置する
- **高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う**

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症に関する情報提供、共有 ・ 偏見・差別等、偽・誤情報に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・ 双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施 ・ 明らかになった病原体の性状等に応じた分かりやすい説明 	

対策項目ごとの主な取り組み

③ まん延防止

- 平時から、基本的な感染対策の普及や、自身及び家族等の感染が疑われる場合の対応について理解促進を図る
- 有事には、国及び県と連携し、町民生活や町民経済活動への影響を考慮しながら、町民等に対し、基本的な感染対策に係る要請のほか、**患者への対応や、濃厚接触者への対応等を行う**
- 町内の感染状況や医療のひっ迫状況等を踏まえ、**県に対し、以下の要請を行う**
 - ・ 県が実施するまん延防止対策について、より実態に則したものとすること
 - ・ まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施に関する国への要請について、適切に行うこと

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・ 町民等に向けた、新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等	<ul style="list-style-type: none">・ 町内のまん延防止対策の準備・ 業務継続計画に基づく対応の準備	<ul style="list-style-type: none">・ 町民等への基本的な感染対策に係る要請等・ 患者や濃厚接触者への対応・ 県が実施する事業者等への要請や周知等の協力・ 県からの情報や要請に基づき、学校等の休校等を適切に行う・ 県が権限を持つ対応への要請

対策項目ごとの主な取り組み

④ ワクチン

- ・ 平時から、国の接種体制の考え方等に基づき、塩釜医師会等の関係者と連携しながら、接種体制の検討を行う
- ・ 有事には、予防接種に係る情報提供・共有を行いながら、構築した接種体制に基づき、ワクチンを接種する

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチンの供給体制、接種体制の構築に必要な訓練を行う ・ 予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発、理解促進 ・ DXの推進(予防接種事務のデジタル化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン等の必要な資材の供給、接種の実施 ・ 最新の科学的知見等によるワクチンの安全性、副反応疑い報告で得られる情報、予防接種に係る情報等について、町民等への情報提供・共有 ・ 健康被害救済の適切な対応

⑤ 保健

- ・ 平時から県や近隣市町、医療機関、消防機関等の関係機関等と意見交換や必要な調整等を実施し、連携強化に努める
- ・ 国等が実施する研修に参加し、平時から感染症対応人材の育成及び連携体制の構築を行う

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や近隣市町等との連携強化 ・ 人材育成及び連携体制の構築を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有事体制への移行 ・ 町民等への情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施する健康観察及び生活支援に協力 ・ 町民等の理解を深め、わかりやすく情報提供・共有を行う

対策項目ごとの主な取組み

⑥ 物資

- ・ 有事に医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものであるため、必要な感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況や使用期限等を確認する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策物資等の備蓄 ・ 定期的な備蓄状況・使用期限等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備期で備蓄する感染症対策物資等の数量等、備蓄状況等を把握し、状況に応じて、必要な感染症対策物資等の確保に努める 	

⑦ 町民生活及び町民経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う
- ・ 国や県と協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備を行い、事業者や町民等に対し、感染対策等の準備等と呼び掛け、また、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
- ・ まん延防止に関する措置による影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有体制の整備 ・ 支援の実施に係る仕組みの整備 ・ 物資及び資材の備蓄 ・ 生活支援を要する者への支援等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続に向けた準備等の要請及び勧奨（テレワークや時差出勤等）の要請 ・ 遺体の火葬・安置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の生活安定の確保を対象とした各種支援の開始 ・ 社会経済活動の安定の確保を対象とした事業者及び町民の生活に対する支援